

令和3年度 学校給食費の多子世帯補助制度のお知らせ

春日部市教育委員会

多子世帯に対する経済的な負担を軽減し、子育て環境の更なる充実を図るため、児童生徒を養育する保護者に対し、3人目以降の児童生徒の学校給食費を補助します。

学校徴収金が免除になる制度ではありませんので、対象になった方も学校給食費の納入が必要です。

1 補助の対象となる方

次の①～③のすべてに該当する方

- ① 市内に住所を有し、小学校、中学校及び義務教育学校（特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）に在籍する児童又は生徒を3人以上養育し、かつ、春日部市立学校に在籍する児童生徒を1人以上養育していること
- ② 学校給食費に未納がないこと
- ③ 生活保護・就学援助等の学校給食費に係る公的扶助を受けていないこと

2 補助の金額

3人目以降の児童生徒が在籍する市立学校における学校給食費に相当する額

ただし、3人目以降の児童生徒が市立学校に在籍していない場合は、2人目又は1人目の児童生徒の学校給食費に相当する額

3 申請方法

学校給食費補助金交付申請書を、学校または教育センター1階学務課へ提出してください。

- 提出書類：学校給食費補助金交付申請書
- 提出先：学校または教育センター1階学務課
- 申請受付期間：令和3年7月16日（金）まで

※対象となる児童生徒と同一世帯以外の方が申請する場合は、別途確認が必要となりますので、問い合わせ先までご連絡をお願いします。

4 交付決定結果のご案内及び交付方法

- ① 交付・不交付にかかわらず、申請書を提出された方全員に決定通知をお送りします。
- ② 交付決定された方は、決定通知と一緒に送る「学校給食費補助金交付請求書」をご提出ください。交付請求書にご記入いただいた金融機関口座に振り込みます。
- ③ 前期分（4月分～9月分）は11月に、後期分（10月分～翌年3月分）は翌年4月に、交付請求書にご記入いただいた金融機関口座への振り込みを予定しています。

※交付決定後に1の条件に変更があった場合は変更申請が必要となりますので、担当までお問い合わせをお願いします。

【お問い合わせ】

（春日部地域）〒344-0062 春日部市粕壁東三丁目2番15号
春日部市教育委員会 学務課 給食担当
TEL 048-763-2447（直通）
（庄和地域） 学校給食センター TEL 048-748-0788